

● 住民税課税事務基本研修 ●

実 施 期 間		令和7年5月27日 ～ 令和7年5月28日			
対 象 者		住民税課税事務担当職員		定員	40人
目 的 ・ 内 容		住民税課税事務で納税者対応等に必要な基本的知識の習得及び実務遂行能力の向上を図る。			
講師（敬称略）		公益財団法人東京税務協会 専門講師 大久保 英夫（元東京都職員）			
【事前研修 ― 【総 則】】（テキストは事前配布）					
1. 納税義務の成立と確定		2. 更正決定等の期間制限と消滅時効		3. 納税の告知（書類の送達・公示送達）	
4. 相続による納税義務の承継		5. 個人情報と守秘義務		6. 不服審査請求と処分取消訴訟	
9:50 10:00		11:50 12:50		17:00 17:05	
5/27 (火)	オリエンテーション	【個人住民税】 1. 納税義務者、非課税、減免 ＜事例検討＞ 2. 均等割（税率と軽減措置）、森林環境税（国税） 3. 所得割 （1）総合課税 ① 所得計算：所得の区分、損益通算・繰越控除 ② 所得控除：生命保険料控除・医療費控除等 人的控除（扶養控除等）＜事例検討＞	昼休み	③ 税率、税額計算（免税額） ④ 税額控除：調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額 控除、寄附金税額控除、外国税額控除、 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除 ＜総合課税の税額計算＞ （2）分離課税 土地・建物等の譲渡所得の課税の特例 利子所得に係る課税の特例（利子割）	
5/28 (水)		（2）分離課税（続き） 株式等に係る課税の特例 一般株式 上場株式等〔配当割、株式等譲渡所得割 課税方法の選択は所得税に準拠〕 （3）退職所得の課税の特例 4. 課税事務 課税資料（申告書等）に基づき税額算出 納税通知書等の作成送付（普通徴収・特別徴収） 5. 令和7年度税制改正の概要 給与所得控除額の最低保障額の引上げ、 特定扶養控除の所得要件拡大と特別控除の創設、 扶養親族等に係る所得要件の引上げ等 ・ 個人住民税の小テスト	昼休み	【法人住民税】 1. 納税義務者（法人の種類）、非課税、減免 ＜事例検討＞ 2. 均等割：税率（資本金等の額、従業者数）、月数計算 3. 法人税割： （1）課税標準額の計算 「単体法人」と「グループ通算法人」 2以上の市町村に事務所等を有する法人の課税標準の分割基準 （2）税率・税額、税額控除（外国税額控除等）＜税額計算＞ 4. 課税事務：申告内容の是認、税額変更の更正決定 5. 令和7年度税制改正の概要 法人税割の特定寄附金税額控除の見直しと3年延長等 ・ 法人住民税の小テスト	ふりかえり（アンケート回答）